

# 財務リスクマネジメント対応方針

令和7年9月

豊中市

## ○「財務リスクマネジメント対応方針」策定の目的

- 「少子高齢化」「人口減少」や「社会保障関係経費等の増大」「公共施設等の老朽化」などの課題は、自治体がほぼ例外なく直面
- これらの課題に対応しながら、市の発展・成長を導くためには、継続的な未来への投資が不可欠
- 地域課題への対応や時勢を踏まえた新たなサービス等の展開を持続的に可能なものとするため、財務リスクを早期に把握し、その回避のため適切に対応する方針を明確化するため策定するもの
- 指標・基準値をあらかじめ設定し、そのリスク増側への数値変化によって、取るべき対応の方向性を定める。

## ○指標・基準値設定の基本的な考え方

- 「基準値」は、国の基準、他市事例のほか、市の過去の状況をふまえて設定する。ただし、社会情勢等への対応を踏まえ、柔軟性も必要であることから、必要に応じて見直す。
  - 基金の積立・取崩の影響を除外した決算状況
  - 賃金・物価・金利上昇局面における経常経費の収支状況
  - 財源調整及び災害等の突発的な事象へも対応可能な基金残高の状況
  - 後年度への負担の平準化と公債費負担の状況⇒ 「**実質単年度収支**」「**経常収支比率**」「**財政調整基金残高**」「**起債**」で基準値を設定
- 財政状況を判断するにあたって2段階の基準を設定し、予算編成でリスクが顕在化・深刻化する前に対応
  - 注意水準：投資を継続するために事務事業のさらなる重点化、優先化が必要な状況
  - 警戒水準：投資を継続するために既存事業の重点投資も含めて事業の総合的な見直しが必要な状況

## ○水準超過時の対応方針

- 政策的事業（新規・既存に関わらず）の実施可否は、投資財源（税収・基金・国府支出金等）や経常経費（人件費・物件費・扶助費・公債費等）の状況、経営戦略方針等をはじめ施策の重点化方針を踏まえ総合的に判断
- 注意水準を超過するなど財務リスクの発生時には市長より全庁に向けて伝達し、改革・見直し事案の推進を強化する。また、新規拡充事業のみならずあらゆる事業の効果・財源充当状況等をより精緻に分析・検討したうえで予算を編成する。

### 具 体 例

- 注意水準超：次年度予算編成にあわせて回復をめざす。新規拡充・既存事業にかかわらず重点投資施策以外の施策群を中心に事業の休廃止などにより財源創出
- 警戒水準超：次年度予算編成にあわせて注意水準までの回復をめざす。過去の実績もふまえ、非常時における財源対策を実施

## ○具体的な対応

### 【通常予算編成・執行時】

- 予算編成時において、新規拡充事業を計上する場合には、平時から財源確保に留意
- 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）及び事業費についての増要因を詳細に分析、対応策の検討
- 年度内においては、過年度と比較しながら執行状況の推移を注視

### 【水準超過時の予算編成】

- 財政調整基金残高（決算時点）が50億円を下回った場合、翌々年度決算時における50億円の残高確保をめざし、次年度予算編成にあわせて財源対策を実施する。
- 新規拡充事業に限らず、財源創出効果は即時的なものを組み合わせる。
- 義務的経費の増についても他の事業の見直し等何らかの対策を必須とする。
- 市税収入見込みが減少した場合は、同水準の事業規模を継続するにあたっては、交付税措置を加味した減収額の確保をめざし、予算編成にあわせて財源対策を実施する。

## ○実績値の公表方法

- 「実績値」は、毎年9月の中期財政計画改定時点で前年度の数値を公表する。
- 水準を超過し、注意・警戒水準に達した場合には予算編成で具体的な対策を進め、対策結果を3月の当初予算編成時等に公表する。

## ○財務リスクマネジメント指標の設定と基準値

| 指標                                                                                                      | 実績                             | 注意水準                                                   | 警戒水準                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------|
| 実質単年度収支（決算）<br>（単年度収支）＋（財政調整基金積立金）－<br>（財政調整基金取崩）                                                       | R6:1,614,373千円                 | 財政調整基金残高が前年度<br>と比べ減少かつ2年連続赤字<br>※明らかに臨時的な支出相<br>当額は除く | －                          |
| 単年度収支の赤字が継続し、財政調整基金の積立＜取崩という状況で赤字となった場合は深刻な状況となる。<br>単年度収支の状況と財政調整基金の状況を注視していく必要がある。                    |                                |                                                        |                            |
| 経常収支比率（決算）<br>（経常経費充当一般財源等）／（経常一般財源<br>等）                                                               | R6:95.6<br>令和5年度中核市平均：93.0     | 2年連続95超<br>※政策的支出相当額は除く                                | 100超                       |
| 経常経費の比率を把握することで固定的な経費の状況を把握するもので、100を超過することは政策的、臨時的な経費に充てることが困難になる。<br>他市と比較しやすく、本市の特異な傾向かが把握できる。       |                                |                                                        |                            |
| 財政調整基金残高（決算・普通会計）                                                                                       | 50億円超を確保<br>R6年度末:17,239,563千円 | 2年連続決算時残高が大幅<br>に減少<br>※政策的支出相当額は除く                    | 退職手当相当分を除き決算<br>時残高が50億円未満 |
| 財源調整や突発的な事象に対して対応するために必要。50億円は最低限の額であり、可能な限りの上積みが必要である。<br>年度替わり時点で予算編成のために取り崩しており、予算編成時の残高にも留意する必要がある。 |                                |                                                        |                            |
| 市債と元金償還金のプライマリーバランス<br>※（一般財源ベースの公債費）－（一般財源ベ<br>ースの市債）                                                  | R2～R6平均<br>718,648千円           | 5年平均で赤字                                                | －                          |
| 交付税措置のある起債を活用する中で、一般財源の負担額も考慮して起債を発行する。<br>年度ごとの投資の多寡を踏まえ、交付税措置の影響を除いた一般財源の負担額を5年平均で把握し、継続的な投資につなげる。    |                                |                                                        |                            |

### 【市税の推移】

・歳入の大きな割合を占める市税のうち、個人市民税が減少局面に入るとは長期的な人口減少傾向、生産年齢人口割合の減少をみると避けられないが、一方で社会経済状況や税制改正等の影響を受けやすく、その傾向を正確に予測することは困難である。しかしながら、個人市民税が国の税制改革等による影響を除いても減収見込みとなる場合や市税全体が大幅な減収見込みとなる場合などは、事業を見直すことを念頭におく。

令和7年（2025年）9月 財務部財政課  
連絡先：06-6858-2121  
mail:zaisei@city.toyonaka.osaka.jp